

全国厚生労働関係部局長会議資料

社会・援護局(援護)

目次

- 1. 戦没者等の妻に対する特別給付金の支給について..... 1
- 2. 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の改正に伴う施行事務等..... 2
- 3. 遺骨収集等慰霊事業について..... 3
- 4. 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定及び遺骨等の伝達について 5
- 5. 遺留品の伝達について..... 6
- 6. 国内における民間建立戦没者慰霊碑について..... 7
- 7. ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について..... 8
- 8. 中国残留邦人等に対する支援策の実施について 9

- (参考)令和5年度 援護関係予算案の概要..... 13

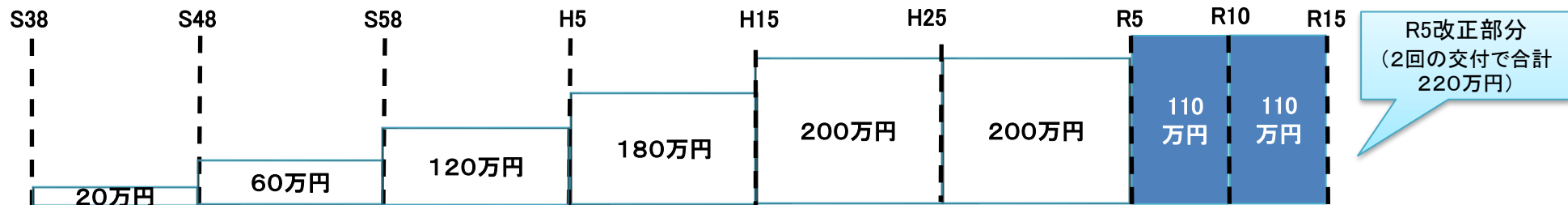
1. 戦没者等の妻に対する特別給付金の支給について

制度の概要

- 先の大戦において、一心同体である夫を失った大きな心の痛手がある上に、生計の中心を失ったことによる経済的な困難とも闘ってこなければならなかった、戦没者等の妻の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために、**戦没者等の妻に対する特別給付金支給法**（昭和38年法律第61号）に基づき、特別給付金を支給。
- 支給は、無利子の記名国債の交付により行われ、毎年の償還日に均等に支払いを受ける。

これまでの改正経緯

- 昭和38年に制度が創設され、以後、最終償還を迎えるたびに法改正を行い、継続支給している。



改正内容

- 戦没者等の妻に対する特別給付金については昭和38年度から継続して支給されており、戦没者等の妻の精神的痛苦はこれまでと変わるところがなく、それに対して国として特別の慰藉を行う必要性に変わりはないことから、**令和5年度以降も支給を継続**する。
- 対象者の高齢化等を踏まえ、**償還額を年22万円に増額**（現行は年20万円）するとともに、**5年償還の国債を5年ごとに2回交付**（2回の交付で合計220万円）。
※令和5年通常国会に改正法案を提出予定

依頼事項

- 法案の成立・施行後、厚生労働省から対象者に対して個別案内を送付する予定（各都道府県に対象者リストを送付）。
- ➡ 請求者からの**請求に対する適切かつ迅速な裁定**について、ご配慮いただきたい。
※令和5年度政府予算案に都道府県事務委託費として約46百万円を計上。

2. 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の改正に伴う施行事務等

氏名等届出書の自動作成について

- 援護システムについて、氏名等届出書の提出を不要とし、厚生労働省の国債発行請求処理後に、請求者の居住地都道府県がシステムから氏名等届出書を自動作成できるよう改修する予定。
(※令和5年度以降に新規発行する国債銘柄から。令和4年以前に既発行の国債銘柄は、自動作成の対象外。)
⇒改修により、**請求者の請求手続の負担軽減、都道府県・市区町村の事務処理の簡素化**を図る。
- 今後は、氏名等届出書は援護システム入力された情報を基に自動作成されることから、援護システムに誤った情報が入力された場合、償還金受領等の手続きに支障を来すおそれ。
➡ 援護システムへの**正しい情報の入力及び確認の徹底**をお願いしたい。

各種特別給付金の時効失権防止対策について

- 請求期限が迫っている特別給付金について、厚生労働省から未請求者に対して改めて個別案内を送付する予定。
 - 第二十七回特別給付金へ号（戦没者等の妻に対する特別給付金） 請求期限：令和5年10月2日
 - 第二十九回特別給付金い号（戦傷病者等の妻に対する特別給付金） 請求期限：令和6年4月1日
 - 第十三回特別給付金た号（戦傷病者等の妻に対する特別給付金（平病死）） 請求期限：令和6年9月30日
- ➡ 個別案内送付のための**各種調査依頼等についてご協力**をお願いしたい。

第十一回特別弔慰金の請求期限到来に当たっての対応

- 請求開始以降、裁定の促進にご尽力いただき、受付件数の大半は裁定を終えていただいているところ。
※令和4年11月末現在、居住地都道府県における受付件数は約74万件、令和4年12月末までの国債発行請求件数は約72万件。
- 一方で、請求期間は令和5年3月31日までと、請求期限が迫っている。
➡ 請求期限までの間、**①広報誌等を用いた広報活動、②未請求者リスト(※)を活用した未請求者に対する請求案内**についてご協力をお願いしたい。
※前回受給者のうち未請求者のリスト
- ➡ 多数の駆け込み相談・請求が予想されるため、市区町村と密接な連携の下、**①市区町村からの受給権に係る照会等へ円滑・適切な対応、②書類不備等により進達を保留している案件の迅速な処理**についてご協力をお願いしたい。

3. 遺骨収集等慰霊事業について

概要

(1) 遺骨収集事業

- 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成28年法律第12号)により、平成28年度から令和6年度までの9年間は戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間と定められている。
「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」中間とりまとめを踏まえ、海外資料調査等で得られた情報等に基づき、調査を要する埋葬地を可能な限り調査し、その結果を踏まえ、遺骨収集を集中的に実施することとしている。
さらに、政府一体となって取組をより一層推進するため、「戦没者の遺骨収集事業の推進に関する関係省庁連絡会議」が決定した「戦没者遺骨収集推進戦略」により、可能な限りの取組を実施することとしている。
- 遺骨収集の実施に当たっては、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会が、各戦域における現地調査などの情報収集や、その情報に基づく遺骨収集を機動的かつ柔軟に行い、国は、企画立案等に加え、関係国政府との協議や現地地方政府機関との交渉等、より高度な調整業務を行うこととしており、国と法人の役割分担を図り、効率的に遺骨収集を実施している。

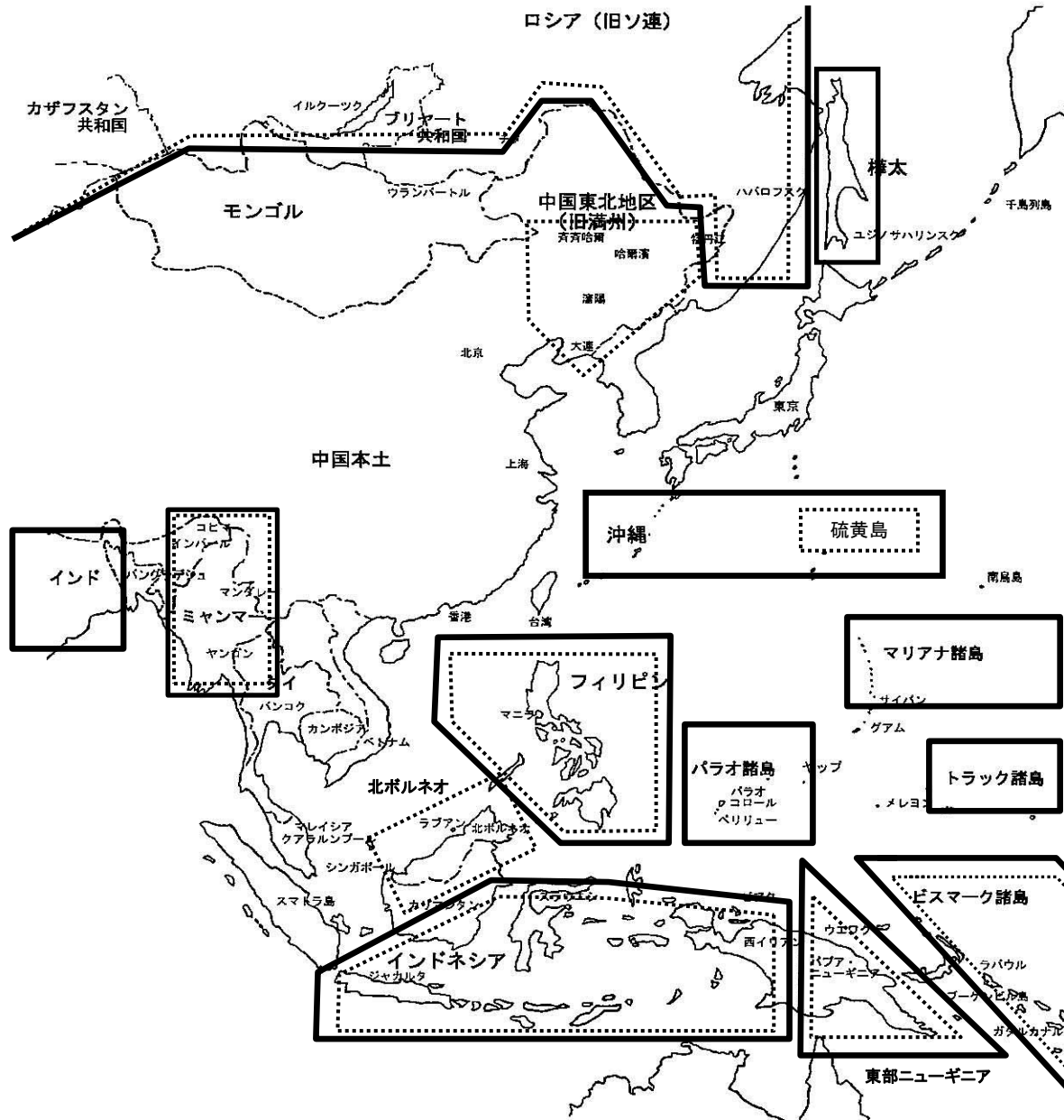
(2) 慰霊巡拝事業

- 旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地にて政府主催の追悼式を実施。

依頼事項

- 遺族等から埋葬地等の遺骨情報が寄せられた場合には速やかに情報提供をお願いしたい。
- 慰霊巡拝参加遺族の推薦をお願いしたい(1月中を目途に実施時期等を通知予定)。
ただし、新型コロナウイルス感染症の影響や現地情勢等により中止する場合がある。

令和5年度 遺骨収集・慰霊巡拝等予定地域概見図



遺骨収集	旧ソ連 フィリピン 東部ニューギニア ビスマーク・ソロモン諸島 マリアナ諸島 ミャンマー インド トラック諸島 マーシャル諸島 インドネシア パラオ諸島 ギルバート諸島 樺太 沖縄 硫黄島	が実施予定地
慰霊巡拝	旧ソ連 フィリピン 東部ニューギニア ビスマーク・ソロモン諸島 ミャンマー マーシャル・ギルバート諸島 インドネシア 北ボルネオ 中国 硫黄島	が実施予定地
戦没者数		約240万人
収容遺骨概数		約128万柱
未収容遺骨概数		約112万柱
うち		
海没遺骨		約30万柱
相手国の事情		約23万柱

4. 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

制度の概要

- 旧ソ連地域等において收容した戦没者の遺骨について、遺留品や死亡者名簿等の手掛かり情報から推定できる関係遺族に対して案内を行い、申請に基づきDNA鑑定を実施。
 - ➡ 関係遺族約15,800人に戦没者の遺骨のDNA鑑定のお知らせを送付。
これまでに約6,700人から申請、鑑定の結果1,215柱の遺骨の身元を特定。(令和4年11月末現在)
- 平成29年度から、沖縄10地域で收容された戦没者の遺骨について、遺族と思われる方に対し、広報を通じてより広くDNA鑑定を呼びかける試行的取組を実施。令和2年度からは、試行的取組を拡充し、沖縄県等が未焼骨で保管している御遺骨について、DNA鑑定の対象となるものを選別及び調査。
 - ➡ これまでに関係遺族1,475人から申請、鑑定の結果、身元の特定には至らず。(令和4年11月末現在)
- 南方等の戦闘地域の戦没者遺骨のDNA鑑定については、「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」中間報告とりまとめ(令和元年8月)を踏まえ、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁(※)においても、遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨のDNA鑑定を、令和2年4月から公募により試行的に実施。
 - (※) 戦没者の母集団が絞り込める地域、かつ、推定戦没者数に対し收容された遺骨(検体)数の割合が多い地域
 - ➡ これまでにキリバス共和国の関係遺族436人、硫黄島の関係遺族376人から申請、鑑定の結果、令和2年8月及び9月に、キリバス共和国の戦没者遺骨計2柱、令和2年12月に硫黄島の戦没者遺骨2柱の身元を特定。(令和4年11月末現在)
- 上記の結果を踏まえ、遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を厚生労働省が遺骨の検体を保管している全地域に拡大して令和3年10月から公募により実施(令和4年11月末現在 1,478件の申請受付)。

連絡事項

遺族が居住する都道府県から関係遺族に対し遺骨等を伝達。

依頼事項

戦没者遺骨のDNA鑑定を実施する場合には、都道府県庁を通じて関係遺族調査を行うことがあるため、その際にご協力をお願いしたい。また、遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定に係る対象地域拡大について、引き続き、広報等を通じて遺族への呼びかけにご協力をお願いしたい。

遺骨等の伝達について、都道府県庁で記者発表される際は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達の14日前までに厚生労働省に連絡願いたい。

5. 遺留品の伝達について

1 概要

戦没者等の遺留品について、遺留品保有者から「ご遺族等へ返還したい」との連絡を受けた場合、画像を厚生労働省に送付いただき、元の所有者を特定できた場合には、ご遺族等の所在調査を行い、ご遺族が受け取りを希望された場合、遺留品を保有者から厚生労働省に送付いただき、ご遺族等に返還している。

遺留品調査は、元の所有者名や取得場所・取得時期などの情報を基に、資料を調査することにより行っているが、身元の特定につながる情報が乏しい案件が少なくなく、ご遺族を特定することが困難な場合が多い。

平成30年度から遺族等のネットワークを活用できる団体の協力を得て、遺留品調査・返還業務の一部を委託して実施(平成30年度～令和4年度は日本遺族会に委託)している。

2 依頼事項

○ 元の所有者が特定できた場合には、元の所有者の本籍地都道府県に対して元の所有者又はその遺族の現住所調査及び遺留品の受領意思の確認を依頼するので、調査の上、ご回答いただきたい。また、遺留品の伝達は、遺族が居住する都道府県より関係遺族へ伝達いただきたい。

○ 業務の一部を委託した、遺族等のネットワークを活用できる団体から遺留品調査・返還業務に係る調査依頼があった場合は、可能な範囲でご協力をお願いしたい。

6. 国内における民間建立戦没者慰霊碑について

1 概要

民間団体等が建立した日本人戦没者の慰霊碑等の維持管理については建立者が行うことが基本であるが、時間の経過によって建立者が不在となるなどし、維持管理が困難となっているものもある。

このため、平成28年度より建立者等が不明で、適切な維持管理が行えておらず、倒壊等の危険がある慰霊碑について、自治体が独自事業として移設等を行う場合に、一定の補助(1/2(上限50万円))を行っている。

なお、自治体がより実施しやすい事業となるよう、令和元年度から補助の上限を25万円から50万円に拡大し、また、建立者等が不明に準ずる状態(建立者等は明らかであるが、高齢のため建立者等自らが維持管理を行うことが困難であると認められる場合)にも対象となるよう範囲を拡大している。

2 連絡事項

戦後80年近くが経過し、適切な維持管理がされていない慰霊碑が今後増えていくことが予想される。

そのため、本事業を積極的に活用していただくため、例えば、管内の市町村会議等を利用して、これまで以上の積極的な制度に関する周知をお願いしたい。

7. ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について

現 状

- 厚生労働省では、平成3年以降、ロシア連邦政府等より各種抑留者関係資料を入手し、日本側資料との照合調査を行い、個人を特定できた方については、本籍地都道府県の協力を得て遺族調査の上、御遺族に資料の記載内容をお知らせしてきている。
 - シベリア・モンゴル地域については、これまでの照合調査の結果、約4万1千人(※)の個人を特定している。これに加え、平成27年4月以降、その他地域(興南、大連等)についても照合調査を行い、約1千人(※)の個人を特定している。(※令和4年12月末現在)
 - 厚生労働省としては、御遺族の高齢化が進んでいることを踏まえ、今後もロシア連邦政府等に資料提供の働きかけを行うとともに、一日も早く一人でも多くの死亡者を特定できるよう引き続き照合調査の促進を図ることとしている。
- ◎ 「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」(抄)(平成23年8月5日閣議決定)(※)
 - ・ 関係省庁が連携し、地方公共団体及び抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者(民間団体等)の協力も得つつ、実態調査等に取り組む。
 - ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。

(※) 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法に基づき閣議決定された。

依頼事項

- 照合調査を行い、個人を特定できた方については、これまで同様に、その記載内容を御遺族にお知らせするので、各都道府県におかれては、関係御遺族の現住所調査及びお知らせの送付に引き続きご協力をお願いしたい。
- 個人が特定されたものの、御遺族の所在が不明のためお知らせができない方を遺族所在不明者名簿として厚生労働省HPに公表しているので、当該名簿の周知についても御協力をお願いしたい。

8. 中国残留邦人等に対する支援策の実施について

(1) 地域社会での支援の実施等

①中国残留邦人等の高齢化への対応

ア 中国残留邦人等の介護に係る環境整備(中国帰国者支援・交流センターで実施)

制度の概要

- 平成29年度より、全国7か所に設置している中国帰国者支援・交流センター(以下「センター」という。)に介護支援コーディネーターを配置し、介護事業所等において中国残留邦人等に対し中国語等による語りかけを行う「語りかけボランティア」の募集・研修及び訪問の調整等や、支援・相談員への情報提供・助言、相談対応等を実施している。

依頼事項

- 語りかけボランティアの訪問については、令和元年度よりセンター遠隔地域にサブ(介護支援)コーディネーターを配置することとしており、引き続き実施範囲を拡げることとしているので、中国残留邦人等及び介護サービス事業者への周知、中国残留邦人等の介護サービス利用状況等のセンターへの情報提供について、ご協力をお願いしたい。

また、ボランティアの応募希望等があった場合は、センターを案内していただくようお願いする。 (※12頁を参照)

イ 中国残留邦人等地域生活支援事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)

医療・介護サービス等を利用する際の「自立支援通訳」、日本語能力の維持や地域での孤立防止を目的とした高齢者向け「日本語交流サロン」や「二世の就労に資する日本語教室」の実施など、引き続き、地域の中国残留邦人等の状況を踏まえた対応をお願いしたい。

また、限られた予算の範囲内で実施する必要があることから、事業の見直しのほか、中国残留邦人等の人数や費用対効果の観点からも事業の検証を行い、箇所数や実施回数を精査するなど効率的な運用をお願いしたい。

ウ 公営住宅への優先入居

中国残留邦人等から公営住宅の住替えの要望があった場合には、引き続き公営住宅管理部局と連携を図り、住替えの積極的な活用を行うなど良質な住環境の確保についてご協力をお願いしたい。

②支援・相談員の配置

都道府県・市区町村におかれては、配置基準に沿った体制構築や人材の確保等、多大なご尽力をいただいているところであるが、令和5年度においても引き続き、中国残留邦人等の状況等を勘案しつつ、適切な支援・相談員の配置をお願いしたい。

③次世代継承事業

ア 普及啓発事業

各センターがボランティア団体等と連携し、地域住民や次世代を担う若者を対象にして実施する「中国残留邦人等への理解を深める普及啓発事業」について、引き続き、周知・広報・後援等のご協力をお願いしたい。

イ 中国残留邦人等の証言映像公開事業

中国残留邦人等が体験した様々な労苦の証言を映像に残し、広く公開する証言映像収集・公開事業を平成28年度から3ヶ年計画で実施し、収録した60名の証言映像は、厚生労働省ホームページで公開（YouTube内のMHLWchannelで公開中。“中国残留邦人等”“証言映像”で検索されたい。）するとともに、各センターでDVDの貸し出しを行っている。地域住民への広報活動事業等の普及啓発事業、地域の方々との交流や平和学習の機会等に広くご活用いただきたい。

ウ 「戦後世代の語り部」育成・講話活動事業

中国残留邦人等の体験と労苦を次の世代に継承するため、平成28年度より、首都圏センターにおいて、「戦後世代の語り部」育成事業を実施した。

令和元年度より研修を修了した「戦後世代の語り部」が講話活動を開始しており、地域住民への広報活動事業等の普及啓発事業、地域の方々との交流や平和学習の機会等に広くご活用いただきたい（「戦後世代の語り部」の派遣に係る旅費等は首都圏センターが負担する。派遣にあたっては、首都圏センターまで連絡をお願いする。）。

④中国残留邦人等の二世の就労支援

中国残留邦人等の二世の経済的な自立の実現のために、中国残留邦人等地域生活支援事業（就労に資する日本語教室の設置等）の積極的な活用をお願いするとともに、中国残留邦人等の二世を雇用する場合、事業主に対し「特定求職者雇用開発助成金」制度に基づき支給される助成金の活用について広報をお願いしたい。

(2) 支援給付及び配偶者支援金の支給

制度の概要

- 平成20年4月から、中国残留邦人等の老後の生活の安定のための特別な措置として、老齡基礎年金等と支援給付の支給を実施している。
- さらに、平成26年10月から、中国残留邦人等が亡くなった場合において、残された配偶者の生活の安定を図るため、特定配偶者(※)に対して支援給付に加えて配偶者支援金の支給を実施している。

※ 中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者

平成20年4月～(夫婦世帯)
老齡基礎年金等の支給
支援給付の支給

平成26年10月～(配偶者単身世帯)
配偶者支援金の支給
支援給付の支給

依頼事項

- 6月の支援給付の収入申告時等においては、「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」を活用し、支援給付受給者に対する各種支援の内容や手続き方法、支援給付受給者が行う必要な届出についての説明をお願いしたい。また、後発医薬品の使用原則化についても、中国語版及びロシア語版の「後発医薬品のしおり」等を用いて、懇切丁寧な説明をお願いしたい。



(3) 支援給付等施行事務監査

制度の概要

- 平成21年度から、都道府県・指定都市の協力を得て、中国残留邦人等に対する支援給付等施行事務監査を実施しており、令和5年度も実施を予定している。
- 令和5年度に厚生労働省が実地監査する対象都道府県市は、今年4月中にお知らせを予定している。

依頼事項

- 支援給付及び配偶者支援金事務の適正な運用が図られるよう、引き続き管内の実施機関に対し実地による支援給付等施行事務監査を行い、都道府県・指定都市本庁から管内の実施機関に対し、適切な助言指導をお願いしたい。

中国残留邦人等介護支援事業「語りかけボランティア訪問」 (全国7か所の中国帰国者支援・交流センターに委託して実施)

中国残留邦人等の平均年齢は後期高齢者に達し、高齢化に伴い介護サービスの利用が増える中で、長年中国等で暮らしてきたことによる生活習慣の違いや言葉の問題で、自身の要望を伝えられない、会話ができず孤独感を感じる等、介護サービスの利用に不安のある中国残留邦人等が多くなっている。

厚生労働省では、中国残留邦人等が安心して介護サービスを受けられるよう、全国7か所にある中国帰国者支援・交流センターに委託して、「語りかけボランティア訪問」を実施している。

1 中国帰国者支援・交流センターに、介護支援コーディネーターを配置。

- 中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識を有する者を選任(センター遠隔地にはサブ(介護支援)コーディネーターを配置。)

2 中国帰国者支援・交流センターで語りかけボランティアを募集・研修。

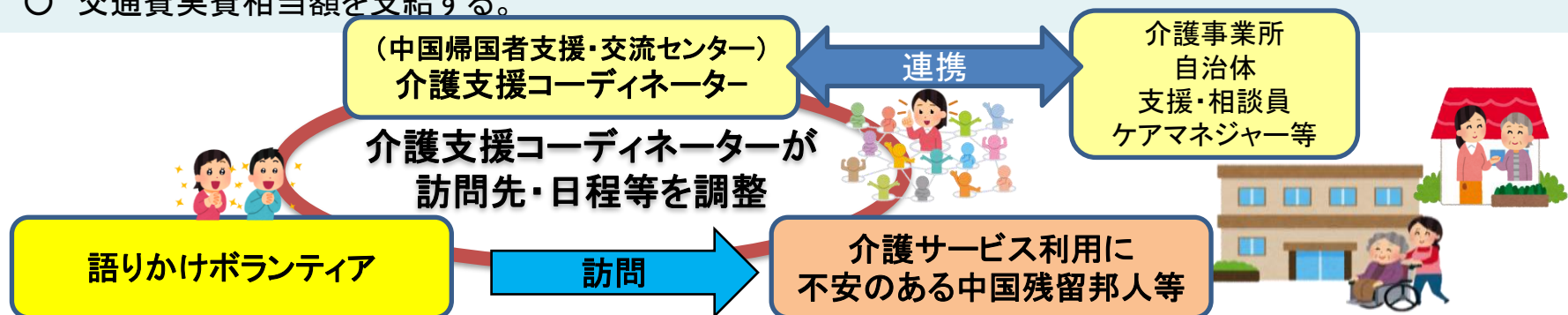
- 中国語等での日常会話が可能な水準の者を募集し、研修後、語りかけボランティアとして登録。

3 介護支援コーディネーターが中国残留邦人等、語りかけボランティア、介護事業所等の状況・要望・都合等を踏まえて訪問先・日程等を調整。

- 介護支援コーディネーターは、介護事業所、自治体、支援・相談員、ケアマネジャー等と連携。
(各自治体及び日本介護支援専門員協会には、事業実施に係る協力依頼を通知済み。)

4 語りかけボランティアが、介護サービスを利用している際に事業所、施設や居宅を訪問し、中国残留邦人等に対して中国語等による語りかけを実施。

- 訪問先で、1回1時間程度、語りかけ支援と必要最低限の通訳を行う。
- 正確かつ専門的な通訳や、介護サービスの提供は行わない。
- 交通費実費相当額を支給する。



(参考)令和5年度 援護関係予算案の概要

	令和4年度予算		令和5年度予算案
	193億78百万円		184億65百万円
1 援護年金	43億20百万円		35億69百万円
2 戦没者等の遺族に対する 特別弔慰金等の支給	8億23百万円		7億54百万円
3 遺骨収集事業等の推進	32億79百万円		33億23百万円
(1) 遺骨収集事業	25億73百万円		26億01百万円
(2) 海外公文書館の資料収集	17百万円		17百万円
(3) 遺骨の鑑定	6億53百万円		6億67百万円
(4) 遺骨・遺留品の伝達	35百万円		38百万円
4 戦没者慰霊事業等	6億27百万円		6億32百万円
(1) 全国戦没者追悼式挙行経費	1億97百万円		1億97百万円
(2) 慰霊巡拝等	4億30百万円		4億35百万円

令和4年度予算

令和5年度予算案

5 昭和館・しょうけい館事業	6億56百万円	→	6億43百万円
（1）昭和館	4億61百万円	→	4億69百万円
（2）しょうけい館	1億96百万円	→	1億74百万円
6 中国残留邦人等の援護等	93億21百万円	→	91億92百万円
（1）中国残留邦人等に対する支援等	91億74百万円	→	90億45百万円
（2）抑留者関係資料の取得及び特定作業関係	1億07百万円	→	1億07百万円
（3）戦没者等援護関係資料の移管・整備	40百万円	→	39百万円

（参考）令和4年度第二次補正予算 ※下記の経費について、前倒しして令和4年度第二次補正予算に計上。

計 1億30百万円

- ・ 昭和館施設改修経費 22百万円
- ・ 援護システム機能強化事業 1億08百万円（デジタル庁計上分）

※ 百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

※ 令和4年度予算及び令和5年度予算案は、デジタル庁計上分を含む。

社会・援護局(援護) 施策照会先一覧 (厚生労働省代表電話 03-5253-1111)

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
1. 戦没者等の妻に対する特別給付金の支給について	援護・業務課	給付係	中上	3426
2. 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の改正に伴う施行事務等	援護・業務課	給付係	中上	3426
3. 遺骨収集等慰霊事業について	事業課	庶務係	中村	3452
4. 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定及び遺骨等の伝達について				
(DNA鑑定)	戦没者遺骨鑑定推進室	調査係	中村	4511
(遺骨伝達)	戦没者遺骨調査室	管理係	鈴木	3507
5. 遺留品の伝達について	事業課	調査第二係	大西	4523
6. 国内における民間建立戦没者慰霊碑について	事業課	調査第二係	大西	4523
7. ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について	調査資料室	調査係	升田	3459
8. 中国残留邦人等に対する支援策の実施について	中国残留邦人等支援室	庶務係	大賀	3462
(参考)援護関係の予算について	援護企画課	援護経理係	齋藤	3404